

第8回 裁判所

1 裁判所の地位と機能 (第16章I)

(1) 裁判と司法 (296～297頁)

裁判：社会における第三者による紛争解決一般 ※大岡裁き

司法：近代的な「法」を前提に、国家権力が法を正しく解釈適用して裁判を行う作用

(2) 大陸型と英米型 (297～300頁、第2回参照)

大陸型：法治国家、行政裁判所が行政の適法性をチェック→大日本帝国憲法下の司法

英米型：法の支配、裁判所が他の裁判とともに行政裁判を行う→日本国憲法下の司法

2 裁判所の組織と司法権の独立 (第16章II)

(1) 最高裁判所 (301～303頁)

役割：憲法の番人、判例の統一、規則制定権・司法行政事務

→裁判官の極端な負担加重(年間に扱う上告等の数は9000件)

最高裁長官(1人)と判事(14人)→現実には裁判官・検察官・弁護士等の枠が固定
大法廷と小法廷

(2) 司法権の独立 (303～305頁)

裁判官の職権行使の独立(76条3項)

裁判官の任免(80条1項)→最高裁の判断が尊重される、逆に司法内部の統制が問題
裁判官の身分保障→弾劾裁判、行政機関による懲戒の禁止、報酬の保障

(3) 裁判員制度 (194頁、304頁)

国民の中から選ばれた裁判員が裁判官とともに、重大な犯罪事件について、審理・評決・
量刑の判断に加わるしくみ。有罪の判断には裁判官1人の賛成が必要

最大判平成23・11・16

①憲法は国民の司法参加を禁止していない

②裁判員の判断に裁判官が法律上拘束されても、裁判官の独立に反しない

③裁判員裁判は公平な「裁判所」としての手續が保障されており、被告人の裁判を受け
る権利(37条)を侵害しない

④裁判員の職務は意に反する苦役に当たらない(18条)

3 司法権 (第16章III)

(1) 司法権の概念 (306～307頁)

「具体的な争訟」について法を適用し宣言することによってこれを裁定する国家の作用
＝「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)

- ①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、
- ②法令の適用により終局的に解決することができるもの

当事者間の具体的な権利義務ではなく、法規の適正な執行に関わる客観訴訟(住民訴訟)
なども立法により裁判所の権限とすることができる

(2) 司法権の範囲と限界 (307～310頁)

- ①民事事件：民事訴訟法
- ②刑事事件：裁判なくして刑罰なし、刑事訴訟法
- ③行政事件：行政事件訴訟法、訴訟の要件・行政裁量のコントロールが課題
- ④憲法事件：特別のしくみなし→違憲審査制

(3) 裁判の手續 (310～311頁)

対審、判決、公開

4 違憲審査制 (第17章IⅧ)

(1) 付随的違憲審査制 (312～315頁)

憲法81条

抽象的審査制(憲法裁判所が他の事件から独立に憲法判断を行う、憲法保障)

付随的審査制(司法裁判所が事件の解決に必要な限りで憲法判断を行う、人権保障)

→警察予備隊訴訟(最大判昭和27・10・8)：付随的審査制

憲法改正論議では、憲法裁判所の創設も一つの論点

(2) 違憲審査の正統性 (76～77頁)

民主的政治過程から独立した裁判所が、国会の判断を覆すことができるのはなぜか？

「二重の基準論」：社会経済政策については政治部門の判断を尊重、民主的政治過程に
関する権利(選挙権・表現の自由)は政治過程から独立した裁判所の介入が必要

(3) 司法消極主義と司法積極主義 (315～317頁、319～320頁、327頁)

司法消極主義：司法は、憲法判断・違憲判断をできるだけ自己抑制すべきである

→憲法判断回避・合憲限定解釈の手法

※現実には、司法は憲法判断以外の政策形成には積極的(グレーズーン金利等)